

令和4年度第1回瀬戸内市総合教育会議

議 事 録

1 日時 令和4年8月26日（金）午後1時30分～午後2時55分

2 場所 牛窓町公民館 大会議室

3 出席者

(1) 総合教育会議構成員

職名等		氏名
市長		武久 顕也
教育委員会	教育長	東南 信行
	委員	井手 康人
	委員	山本 正
	委員	金光 一雄

(2) その他

区分	所属	役職等	氏名
説明員	総合政策部	部長	岡崎 清吾
		企画振興課長	青砥 良定
	こども・健康部	部長	難波 彰生
		こども政策課長	浮田 行裕
		子育て支援課長	高原 恭子
		健康づくり推進課長	江崎 八千代

	文化観光部	部長	頓宮 忍
		文化観光課長	若松 拳史
	教育委員会	教育次長	尾副 幸文
		総務学務課長	岡 洋介
		総務学務課参事	松本 総
		社会教育課長	勝本 眞一
		公民館長	小林 裕治
		邑久学校給食調理場所長、牛窓学校給食調理場所長、長船学校給食調理場所長	森山 光晴
		図書館長	村上 岳
	事務局	総務部	総務課長
総務課行政係長			安木 進

4 欠席者

瀬戸内市教育委員 平松 美由紀

5 傍聴人数 3人

6 議 題

- (1) 食のしあわせプロジェクトについて
- (2) 保育園外遊び遊具整備事業について
- (3) 小規模保育事業所の新設について
- (4) 瀬戸内市文化財保存活用地域計画について
- (5) 歴史文化財団について
- (6) その他

7 配布資料

- (1) 次第
- (2) 資料1「食のしあわせプロジェクトについて」
- (3) 資料2「地域型保育事業の概要」
- (4) 資料3「瀬戸内市文化財保存活用地域計画について」
- (5) 資料4「歴史文化財団について」

8 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

※瀬戸内市総合教育会議運営要領第3条の規定により、市長が会議の議長となり、議事を進行する。

(議長)

それではさっそく議題に入っていきたいと思います。一つ目の「食のしあわせプロジェクト」について。では、一部分を担っている企画振興課のほうからお願いしたいと思います。

(説明員 (総合政策部))

配布の資料1をお手元にご用意ください。「瀬戸内市食のしあわせプロジェクト」について、でございます。

まず、1. プロジェクトの趣旨でございます。皆さまご承知のとおり、本市は恵まれた自然条件を活かし、農産物の生産が盛んな地域でございます。このような特性をいかしまして、食の大切さというものを起点に、子どもたちの郷土愛の醸成を図るとともに、本市にとって重要な産業であります農業への理解と農家の所得の拡大、こういったことを目的としまして、平成26年度から市民団体や小売店、農業関係者の皆さまとの協働により、学校給食へ

の地場産品の提供による地産地消を推進してまいりました。今までの取り組みをより発展させまして、市内の保育所や幼稚園、小学校、中学校に地産地消の給食を提供することで、子どもたちや保護者への食育を推進し、農業の活性化を図るため、「食のしあわせプロジェクト」として事業を展開してまいります。

2. プロジェクトの目的として3つ整理しております。

①地産地消の給食で子どもたちを笑顔にします。給食の地場産品利用を拡大することで、子どもたちと農業をつなぐとともに、農家が抱える問題解決や農業振興につなげます。

②農家自慢の野菜を子どもたちに届けます。農家の顔が見える供給体制を確保することで、安全・安心な給食を子どもたちに届けるとともに、豊かな食による子どもたちの地域や地元農業への愛着心を育みます。

③給食で子どもの食の基礎を育みます。地産地消の給食により、子どもたちと保護者の食育を推進するとともに、地場産品の購入意欲向上による農業の活性化につなげます。

3. 取組の概要でございます。市の関係部署が連携し、子どもたちや保護者への食育の推進と、農業の活性化に向けた取組を展開します。まずは、保護者や農業関係者、給食関係者などの皆さまに向け、給食での地産地消や食の安全・安心、豊かな食生活などに関する理解を深めていただくための講演会などの開催を予定しており、これに関する補正予算を令和4年8月議会に計上しているところでございます。また、本プロジェクトへの支援を募るふるさと納税（クラウドファンディング）を開始する予定としております。

（議長）

何か委員の皆さまからご意見などがありましたらお願いいたします。

(委員)

特に何も言うことはないですが、何もしないで前に進むのはどうかなと思うので。今このプロジェクトのご説明を受けて、私は総合的に見て賛成ですね。瀬戸内市には今お話にあったように特産品というのがあって、私はこれまで教員をしていましたけども、自分の学区に畑も田んぼもないようなところ、そういうところが多かった中で本当に瀬戸内市はその点で恵まれていると私は思いますよ。それは本当に地元の人、瀬戸内市の人を理解しなければいけないことかなと思います。だから、こういった立地にあうといったことをいかさない手はないと思っています。給食の食育についてですね。

元々瀬戸内市の教育においては、給食の中で地産地消のものを使うとかいうことは大変重視してきていたように、私が知っている範囲、ここ10年でもそうだったと思います。今も力を入れています。ですから、これを進めていくときにぜひ、そうなるだろうと思います、市役所、関係部署が連携するとなっていますから、例えば栄養教諭を話の中に巻き込んでいくとかいう形で円滑に進めて行っていただけたらありがたいなと思います。

私は給食のことを特に詳しいわけではないですが、今まで見ていて例えば学校の栄養職員だとか、今は栄養教諭もいますが、限られた予算の中で、あるいは法的な枠組みの中でどうやって子どもたちに予算内で、そして必要なバランスのある栄養を取り入れていくとか、あるいは今お話ししたようにここに関係するような地産地消のものを提供してその郷土愛を育てていくとか、郷土への理解を深めていくとか、本当にいろんなことを知恵を絞ってやっているように見えています。今の中では最後に言ったその予算的な面で例えば「こりゃどうなるのかな。かえって地産地消というのは高くなるようなことがあり得るんじゃないかな」と思って、岡山市なんかは大量に購入してそれでやっていますけど、この点が、物の値段が上がって、それぞれのご家庭が経

済的に苦しいというようなこともある中で、どういように解決されるのかな。その点だけ今心配をしております。以上です。

(説明員 (総合政策部))

ありがとうございます。そうですね、実は今現在、市民団体の皆さまと連携して地産地消の給食というのを実施しております。その枠組みの中には栄養教諭の方も入っていただいて、いろいろ教えてもらいながら、やっているという状況です。引き続き連携しながら市役所の部署もそうですし、市民団体などの皆さまと連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

限られた予算の中でということですが、経費についてはここにも書いてあるんですが、クラウドファンディングなんかをふるさと納税という形で活用しまして、少しでも共感してくださる方のご協力もいただきながら、より効果があるものとして進めてまいりたいというふうに考えています。

(委員)

保護者には経済的な負担は、地産地消にすることで、特にかけるということはないというように理解したらいいですかね。

(議長)

これは学校給食の関係になるので私が説明申し上げますと、今回ふるさと納税とかの寄付金を募って、その財源を使って地場産品については市のほうで買い上げをさせていただくということです。今年度すでに、物価高騰対策で市費を入れてそして給食代を値上げしなくていいような形をすでにやっておりますので、来年度については物価高騰対策で市費を入れるのではなくて、地場産品を、あくまでも積極的に活用していただくという観点で市が買い上

げをさせていただいて、それを基にですね給食を作っていただくという流れができたらいんじゃないかなと思っております。

やっぱりこの事業の難しいところはそれぞれ大事にしている価値観が微妙に、それぞれの部署でずれていまして、ずれていることによって置き去りになりがちなのかなあという気がします。例えば学校給食でいうと一番大事なのは食材の安定供給とそして安全だということ、そして規格もちゃんと統一されているとか。そういったところが重要になってきますので、地場の野菜を優先的に使うというのは、給食を供給するという意味からいうとどうしても重要度がその次に、となってしまいます。それからあと産業振興課という農業関係の部署については、学校給食の割合というのも本当にごく一部でありまして、その大多数は市場に流通させる農産物であって、優先順位がどうしても低いと。で、健康づくりとか栄養の観点から言うと、むしろ地場産品をとということではなくて栄養指導ということで、栄養価とか、カロリーとかそうしたところが重要になってくるので、地場産品を優先的に使うというのは優先順位が下がると。いうことで、非常に難しい取り組みなんですけども。全体を考えると地元の野菜を使う、地場の産品を使って郷土愛を育ていったりとか、食に対する理解を深めていったりとかするというのは非常に価値があるんじゃないかなと我々は思っております、まあそういう意味で何故か企画振興課がここで説明をしているというわけです。ただ企画振興課も決して無関係ではありませんで、今例えば移住して来られる方々が有機無農薬を好んで取り入れようとされていたり、あるいは人口減少対策とかそういう観点で、市のブランドイメージをちゃんと高めていったりとか、そうした観点で長い目で見ればというか、全体を通してみればそうした市のプロモーションにも関係してくるところなんじゃないかなということ、今こういう形の事業の構成になっているということでございます。

これから12月にかけてふるさと納税がぐっと伸びてくるシーズンでありますので、この時期により多くの皆さま方に瀬戸内市が子どもたちに対して、どのように食を通じて関わろうとしているのかということをお伝えをしたりとか、あるいは安定供給をここでちゃんとできることによってそれが一般のレストランであったり、そうしたところへの安定的な供給につながっていくような流れになっていたり。あるいは有機無農薬等の栽培方法を好んで、移住を検討する際に、そういった部分をしっかりと見据えている瀬戸内市に関心を向けていただくような流れを作っていくとか。いろんなところに波及効果を出していければと思っておりますので、ぜひ教育委員会、特に学校のほうで、食材に対しての教育をしっかりと丁寧にしていただくというのが欠かせませんので、そういったところで教育委員会のご理解とご協力をぜひともよろしくお願ひしたいです。

(委員)

ちょっと関係ない話になるかもしれませんが、実は一昨日、私事で恐縮なんですけど、毎朝牛乳を届けてくれていた酪農の方が辞めたんです。そのおじいちゃんおばあちゃんが来て、ご挨拶してくれて、「もうできません」と。「どうされたんですか」と聞いたら「機械が壊れて使えなくなった」と。そういったもの、それがどういうご家庭でどういう構成でされてるか分かりませんが、そういった業を引き継いでいく人がいない。それは農業に限らず、どんな産業でも同じだと思うんですけども、やはりこの瀬戸内では水産もそうですし、非常に豊かなものがあるのに、だんだん後継者がいなくなる、或いは機械に何か不備があって、それをバックアップする体制だとか。教育に関しては、子どもたちは出てきたものを享受するだけなんです。そうでなくて、どうやって作られてきたのか、その背景はどうなのか。今こういう状況で「あ、

辞めちゃうんだな」とか。そういったものもやっぱりある程度、マイナスの面ではありますけども、知っていくということが子どもたちの教育には、ちゃんと知っていかなきゃいけないものなんじゃないかなというのは思いました。その時、娘はもう悲しんで泣いちゃったんですけど。本当に美味しい牛乳だったから、「え！もう飲めないの？」と。実はそういうこともあるよ、ということ子どもたちは知って、じゃあ「どうしてそうなったのか」とか、「どうやったらまた良いものが配られるか」というようなことを教育面に関しても、どこかで子どもたちが知る機会、実際に現場を見る機会というのを作ってもらえたら、より子どもたちの豊かさにつながるんじゃないかというふうに思いました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。おっしゃるように、顔が見えるというか、その思いがちゃんと伝わる食材の提供、また給食の提供を通じて、食べ物を大事にする気持ちであったりとか、作った人の気持ちを思う、そんな豊かさ、豊かな心を育ていけるような取り組みにもつながればいいかなと思いますので、そういう意味ではやっぱり学校の先生の役割というのは非常に重要だと思います。何にも言わずに給食を提供してしまうと、本当に何にも意味がなくなってしまうので。そうしたところを給食の献立であったりとか、或いは教育的なかわり方とか、その辺は教育委員さんのほうでもしっかりと見ていただいて、そこでちゃんと成果があがるということが、市外の皆さま方とかこの取り組みを応援してくださる皆さま方の評価につながっていくので、それがないと長続きしないと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

(委員)

正直、これで幸せを子どもたちが実感できるというのはとっても難しい話で、子どもたち、今残菜がどれくらいあるかですよね。一番好きなのが肉、一番嫌いなのが魚。で、野菜はどちらでもないとか物によるとかそういう現状で、今市長さんがおっしゃられたように、学校がどう子どもたちに指導するか、つまり市長部局と教育委員会がどう連携するかというのがとっても大事で、地産地消を進める市って全国ほぼ100%に近いんじゃないかと思うんですよ。で、地域によるともう70%、80%。で、半分くらい目指している市町村いっぱいあるわけで。ただ地産地消を、ではダメかなと。具体的に学校がどういう指導をするのか、栄養士の方がどういう栄養指導をされるのかというところを教育委員会も考えていかないといけないかなと聞きながら思いました。そこに尽きるかなと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。ということで、ぜひ連携をしながら、これはちょっと定期的に配慮しながら、どういう効果が出てくるかというのは進捗管理していかなきゃいけないかなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議題の1は以上とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、2に行きまして、保育園外遊び遊具整備事業についてということでお願いします。

(説明員 (こども・健康部))

それでは保育園外遊び遊具整備事業についてご説明申し上げます。

コロナ禍が続く中、様々な自粛により、子ども同士のふれあいの機会の減少など子どもの生育環境に大きな影響を与えており、子どもがのびのびと体を動かすことが出来る環境が求められています。

また、昨年度発生した岡山市での保育園複合遊具の事故を受け、市内の公立、私立の全保育園、こども園の遊具の緊急点検を行いました。その際に頭部及び胴体が入らない、または通り抜ける構造になっているか、安全基準に対応できていない遊具について、緊急的な修繕等の対応をいたしました。ただ、老朽化が進んでいるため、今後新たなリスクが生まれる可能性もあり、感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、公立保育園4園、邑久保育園、福田保育園、長船西保育園、長船東保育園の大型複合遊具を中心に、基準に適した整備に更新することといたしました。現在、遊具を整備する事業者をプロポーザル形式で特定するための準備を進めており、来週にはプロポーザル手続きの開始について告示し、10月下旬には事業者が決定、今年度中に整備を完了する予定でございます。

(議長)

はい。こちらについては何か意見等がありますか。

補足すると、裳掛のこども園とかはまだ遊具は新しいので対象にしておりません。それから、今城も今改修しているので新しくなるから除外しております。で、外れてるのは幼稚園という、そういう状況でございますので、その辺りをこれからどのように考えていくのか、ということは少しご留意いただく必要があるかなと思います。遊具はそれなりに点検して頂いていると思いますけども、構造的に古いものは点検だけじゃ直らないものもあるので、そのあと教育委員会のほうで、幼稚園の遊具をどうしていくのか。もしかしたら小学校なんかもあるかもしれませんけども、その辺り古いものは規格に、規格というか新しい規格と比べてどうなのかという視点は必要かなという感じがして今回議題に挙げさせていただきました。

(委員)

小学校で以前ですけれども、ランドセルがすべり台の手すりのところに挟まって首が絞まったという事例があった時に、そういう風な既存の遊具については点検をし、そういうことが起きないように補修については行ってきているという状況でございます。ただ、毎年夏休みとかを中心にそういう遊具の点検を必ず行っているんですけれども、そういうふうな視点をきちんと持って取り組みを進めていかなければならないというふうに思っております。現時点、そういう事故が起きるような遊具については今のところはないというふうに思っているんですけれども、老朽化が進んでくると見えない危険なんかも潜んでくる可能性が無きにしもあらずですから、点検とそれから更新については改めて調査をした上でしていきたいというふうに思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

では、こっちでちょっと情報提供も含めてということで、またそういう視点を含めてご留意いただければと思います。

では続いて、小規模保育事業所の新設についてこちらもお願いします。

(説明員 (こども・健康部))

続きまして、小規模保育事業所の新設についてご説明させていただきます。

令和4年度の入園申し込みにおいて、0～1歳児の入園希望が急激に増加し、現在6人の待機児童が発生しております。このような状況の中、市内の民間保育事業者から0～2歳児対象の小規模保育事業所を設置したいとの意向が示されました。ここで小規模保育事業について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。小規模保育事業とは、地域型保育事業の中の一つ

で、市町村若しくは民間事業者が6～19人定員で原則0～2歳児に対して保育を行う事業です。裏面をご覧ください。表の一番上、小規模保育事業にはA型、B型、C型の3つの類型があり、職員数等のそれぞれの要件はご覧のとおりとなります。また、表の下、黒ポツの一番上、小規模保育事業は小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒業後の受皿の役割を担う連携施設の設置が求められています。

今回の事業所は具体的には当該事業者が特に入園希望の増加傾向が顕著な長船地区において物件を借用し、必要な改修を行った上で設置することとしており、事業類型はA型を選択されると考えております。A型を選択した場合の設置要件、及び連携施設の設置の要件については当該事業者はすべて満たすことが出来ると考えております。市としましては、できるだけ早期に待機児童の解消を目指すこととしており、国の交付金を活用し、当該事業者に補助金を交付することとしております。今後につきましては、当該事業者が令和4年度中に必要な改修等を行い、令和5年4月の開園を予定しております。説明は以上です。

(議長)

では何かありますか。

(委員)

待機って全市にわたっているんですか。

(説明員 (こども・健康部))

国基準での待機児童の数ですが、今のところ全市には及んでいますが、特に要望の多いところが長船地区になります。

(議長)

今、先月で6人でしたね。

(委員)

すみません、失礼します。

今ご説明を伺って、こういうのは一つありなんじゃないかなあと思ったんです。で、続いて一つだけ質問なんですけど、これ私この後心配したのが既存のこども園だとか保育園と子どもの奪い合いというか、その辺りの競合というかどうなるのかなと最初思ったんです。でも、私が今お話伺って、理解した、これが正しいのかどうか教えてください。瀬戸内市にあるこども園とかの連携と書いてあるけども、言ってみればうちの付属施設的な施設だというように理解していいんですか。それだったら、私が心配していた競合もないし。それから資格。保護者が心配するのはやっぱり資格だと思うんですけども、そういったことも保護者が見ると大きなスペースの中にあるものであると問題はないのかなと思ったんです。これはこども園の付属施設的な扱いですか。

(説明員 (こども・健康部))

この小規模保育事業というのは、こども園の付属という建付けではなくてですね、文字どおり小規模の保育、特に0～2歳児に特化したこども保育事業をすることなので、いわば小さな保育所ということになります。

で、やはり今課題として0～1歳児に待機児童が出ている、たちまちそれをどうにかしないといけないということでもありますので、この小規模保育事業をやってくだされれば、解消はできるというところで考えております。

(議長)

あの、まあ多分イメージで描かれたのが付属的なものかというところに、どうお答えするかということですが、要は0、1、2の子どもたちをお預かりするということですから、じゃあ3、4、5になったらどこ行くんですかというところが問題になってくるので、そのところがちゃんと担保されている団体をお願いをしないといけない。そういう意味でいうと、この小規模の保育所を卒園したというか、この場所を離れるときにちゃんと受け入れ場所があるということが前提になりますから、そういう意味で言うと委員がおっしゃる付属的なものかということにはなるんじゃないかなというように思います。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(議長)

ここでは直接的な議論にはならないかもしれませんが、今後の見通しとして、幼稚園という施設をどのように考えていくのか、というところがおそらく出てくるかもしれません。

例えば、備前市さんとか他市、岡山市さんもそうですけども、幼稚園という名前ではなくて、こども園という形で全体の整備をしていっているというような事例もございます。もちろんそこには幼稚園教育の良さというのを取り入れられながら、こども園化を図っていくということが大前提になるみたいですが、瀬戸内市では現在邑久の幼稚園、そして行幸、国府、牛窓東というところが幼稚園として残っています。明らかに園児の数とか、受け入れを希望する保護者の数というのが変わってきておまして。そうしたところを

既存の施設をどのようにいかしていくのかとか、そういったことも考えていけないといけないかなという部分はあろうかと思っておりますので。その辺り幼稚園の今後、幼稚園という形で保護者の勤務状況とかを大前提とした施設の運営をこれからもしていくべきなのか、それとも保護者の勤務状況とか保育に欠ける状況とかそうしたものを一つの園でちゃんと賄っていくというか、そこで受け入れしていくような形が望ましいのかとか。そういったところをご議論いただくところが今年度か来年度か、そういったところで出てくるんじゃないかなと思っておりますので、そこはまた日を改めて、こども・健康部と教育委員会と協議をしていただいで、一定の方向性を出していただければありがたいなというところです。具体的に言うと長船東保育園とかかなり老朽化が進んでおりますので、これの建替えなりをするときにどうしていくのか。その時に近隣の幼稚園をどのようにしていくかとか、そんな話が必ず出てくると思っておりますので、協議をお願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは続きまして、4番目の瀬戸内市文化財保存活用地域計画についてということで、文化観光課よろしく申し上げます。

(説明員 (文化観光部))

お手元の資料の資料3とうった資料を見ていただけたらと思っております。瀬戸内市文化財保存活用地域計画でございますけども、平成31年4月1日に改正法が施行されました文化財保護法に基づくものでございます。法の中の183条の3のところに当該の計画を作成するというようになっておりまして、背景といたしましては、社会状況によって地域内の歴史文化資源というものの滅失が危惧されているということでございます。瀬戸内市でも例外はなく、特にこのコロナのところで、急速に文化財というものが滅失の危険性が高まっているという状況もあります。令和2年度に瀬戸内市文化財保存活用地域

計画策定協議会を設けまして、地域計画の策定を進めまして、本年度が3か年目になります。この3か年目に至るまでに、市民からのご意見もいただくということでタウンミーティングも4回開催したり、文化庁からのご指導を受けながらこの8月9日にパブリックコメント、意見をお聞きする場での草案が出来たということになっております。このパブリックコメントにつきましては、8月の28日までの期間としております。で、パブコメの意見を徴取しました後、参考に内容を修正し、計画の案を作成します。この作成しました計画案を文化庁に提出し、協議し、また国の関係各省庁とも意見交換をして、最終的な修正を加え、文化庁の認定に向けて正式申請する、という流れになっております。

現在パブコメを出しております計画でございますけども、3のところに書いておりますけども、目指す将来像としましては3つを掲げておりまして、「海・山・土の自然にはぐくまれた歴史文化が残る個性あるまち」、「歴史文化を市民が学び、誇り、伝えるまち」、「歴史文化に親しみ深く知り、歴史文化を活かす人が集う魅力あるまち」ということでございます。この3つの将来像を実現するために4つの要素に分けて基本計画を立てております。一つが「歴史文化資源を知る」、一つが「歴史文化資源を守る」、一つが「歴史文化資源を活かす」、一つが「歴史文化資源をつなぐ」という形でございます。

計画の中にはこの方向性とか基本方針を受けて、具体的なアクションプランを作るということですので、市民、文化財を所有している人たち、文化財を活用する人たち、また行政であるとか。それぞれの役割の中でこういったことをしていけばいいかということも措置を載せておりますので、またホームページ等で計画をご覧いただければと思っております。以上でございます。

(議長)

それでは何かご意見のある方はお願いします。

(委員)

すみません。本当に市として、行政としてやっておかなければいけない取り組みをきちんとやってくださってるんだなあと思って、大変ありがたく思いました。教育の面でも、平成18年に改正教育基本法というのになって、それまではなかった、教育で何をするかということが例示されたんですけども、その中に郷土への理解を深めて、郷土愛を育むだとか。これが行きつくところが、ここに住む市民としてのアイデンティティを育んでいくということにつながるんだと思うんですが、大切な一面だと思っております。

瀬戸内市は、こういった教育に取り組むときにも、ものすごく恵まれたところだと私は見えています。さっき食育でもすごい場所だと、我々はその宝の山に気づかずに生きているというところがあると思うんですが、こういう形で文化財等についてのものが出てくれば、それを教材として学校では例えば総合的な学習のテーマとして取り組むというようなことも、現にしているとも思うんですけども、教材が充実するということは教育の中身を肥やさせていくことにもつながるので、肥やさせていただいてありがたいことだと思いました。ありがとうございます。

(説明員 (文化観光部))

教育委員さん、ありがとうございます。

学校等の連携ということはこの計画の中にだいたい入れさせていただいております。で、この計画に先行する形で教育委員会の先生方とは協力関係でさせていただいております。社会教育部会の中にですね、うちの職員が入らせていただいて、地域学習の資料というものをこちらで作ったりとかしてお

ります。その他にも、子ども向けの文化財を紹介する冊子、それは教科書とリンクするような形のものとか作って配布とかさせていただいて、学校でも使えるように、学校の学びを地域の中に活かせるようにというふうにさせていただいておりますので、またそのようなところを膨らませてですね、いけたらいいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

(委員)

これは私の認識なんですけど、今の文化財の保護法関係についてはみんなでがっちり守っていく、とにかく現物をしっかり保存していくという方向が非常に強かったんですけども、最近はそれをいかに活用していくかと、開かれた方向に移っていらしてると思うんですね。そういった部分で瀬戸内の中にあるいろんな魅力あるものをいかに子どもたちに実際に実感してもらえるか、使ってみて体感して心に響かせていける時間を作れるかということが出来るようになるというポジティブな思いでいます。

(委員)

すみません。学校との連携をしてくださってるということで、とてもありがたいなと思うんですけど、学校の立場で言うと一番教員が頭を悩ませるのが、一つは指導者。教員が勉強すればいいんですけども、やっぱり整合性に欠けるので一つは指導者。もう一つは実際現地に行こうと思った時の交通手段。この二つが実際カリキュラムを組む時に困ることです。この二つについて十分手当はできているんでしょうか。教えていただきたく思います。

(説明員 (文化観光部))

一つは指導者というところなんですけども、もう一つ後のほうの説明にも

被るんですけども。この計画と併せて財団を作るということで進めております。こちらのほうで、地域に行って積極的に周知する人材派遣ということもしよう。併せて財団で地域にどのような学識を持った方っていうのがあるのかという把握もしながら、人材育成も行うんですけど、そういう人たちを人材バンク的にストックしておいて、学校とのマッチングを行うということも計画には入れておりますので、その辺りで学校から「こういう人がいないか」という問い合わせに対してですね、良い答えが出せるように、ということでは考えています。当然今文化観光課ではですね、ある程度は人の把握とか直接学校に行って指導ということはしておりますので、ただ限界はございましたので、そういうような地域の支援団体、中間組織などを設けてより積極的に拡充していけたらと思っております。

もう一つの交通手段というところにつきましては、なかなか難しい問題かなと思っております。あくまでも学校教育というところの中になるので、その手当については学校教育の中で確保していただくというのが原則になるのかなあという気はしております。ですからその辺りはちょっとまた学校との相談の中でどうするのかというところも少しは検討していかないといけないのかなとは思っております。

(議長)

以前、文化観光でバス代をとったことがあるけど、あれはどこへ行くものでしたか。

(説明員 (文化観光部))

博物館、美術館への来館費です。

(議長)

来館費でバス代を取ったんですけど、それは違うだろうという話になってですね。学校教育だから教育委員会で予算をちゃんと取るべきだと、そういう話になっておりますので、教育委員会がちゃんと予算要求をするかどうかという話になるかなあとと思います。そうすればそういう美術館・博物館に行っているいろんな学習をしたりするときの費用というのは市のほうで賄えると思いますので。その辺りはどうですか。

(委員)

以前赤磐市に勤めていたんですけど。赤磐市は市バスを出してくれているんです。で、それがとてもありがたくて、いろんなところに行かせていただいて、例えば小学校とかですけども。何かそんなのが出来ないんですかね。と思いました。

(議長)

昔はやっていましたけど、それは法律で言うとよろしくないのです。要は市バスというのは市の職員とか市の公務員みたいな立場の人を運ぶのであればこれは市バスの範疇なんですけども、子どもたちはその対象にはならないのです。ということでそれは民間のバスを使ってくださいと。法律どおりいくとそうになってしまう。ですから、万が一、市がバスを出して子どもたちが交通事故に遭ったりとかいうような話になってくると多分問題が出てくるかなと。そういう状況なので、やっぱり予算をちゃんと取って、それで民間のバスを借り上げていただく、という流れを作っていくって、いろんなところへ出かけていって、子どもたちにいろんなものを見せてあげるということを是非教育の中で、考えていただけるとありがたいかなあとと思います。

前から言われている長島、ハンセン病療養所の長島だったりとか、あるいは美術館、刀剣博物館などそうしたところへ、必ず一回は足を運んでもらえるような機会が作れると、それは地域の資源を教育にうまく活用していることにつながると思いますので、そうした議論も教育委員会の中でやっていただけると非常にありがたいかなあというふうに思いますのでよろしく願いします。

(委員)

美術館とかはもう教育委員会からは名目的には外れてしまったので、それをどういうふうにするのかということ課題にして、いろんなところ、いろんな場面でそういった問題があるんですけども、大卒の市というところでもうちょっと考えていただけたらと。

おっしゃられたように、やっぱり映像も大事ですけども、実際にその場にいるという、これがやっぱり一番子どもたちには大きい経験となりますので。本ももちろん大事ですけども、そこでいろいろ興味を持つきっかけとしては構わないんですが、実際には、行ってそのものを見る、触る、体験するということが子どもたちにとって一番大事なことというふうに思います。

(議長)

美術館・博物館を活用するという観点で行くと、かなり思い切った予算をつけさせていただいたりしているとは思ってはいるんですけども、教育的にどう活かしていくのかというところは教育委員会の中にあるのとないのとで若干違いがあるのかもしれませんが。その辺りはうまく連携をしながら、さっきのバス代をどうするかとかいうのは引き続き協議をする必要があると思いますし、教育長がんばっていただけたらと思います。

それでは4番についてはよろしいでしょうか。では、5番目の歴史文化財団についてよろしくをお願いします。

(説明員 (文化観光部))

それでは資料4と書かれたものをご覧ください。

歴史文化財団についての背景につきましては、先ほどの計画と同じでございます。その文化財保護活用計画の中に、文化財の保存・活用支援団体が、これは保護法の中にも書いてあるんですけども、必要であって、その役割というのが非常に大きなものだと考えております。このため、文化財保存・活用支援団体となりうる財団、組織のあり方について、新たな財団を設けるのか、それとも市内で活躍している既存の団体を活用するのかというところで、内部で検討した中で既存の団体を活用していこうということになりました。その中で現在、須恵器という瀬戸内市の中の大きな文化財の一つでございますけども、そこをうまく保存・活用して大きな実績を上げております公益財団法人寒風陶芸の里というところがございます。そちらに打診したところ、財団内で協議されまして、事業を拡充して実施していこうということが承認されました。現在この公益財団法人でございますけども、岡山県のほうに事業を拡充するというので、変更承認申請を出しておりまして、先日8月19日に認定委員会がありまして、承認されたということではお聞きしております。これを受けてですね、9月1日をめどに、公益財団法人瀬戸内市歴史まちづくり財団として事業を拡充して進めるという方向になっております。事業としましては、この財団でございますが、既存の「寒風古窯跡群周辺地域における人とふれあう魅力ある陶芸の里づくり推進事業」という柱はそのままに、「瀬戸内市の歴史文化資源の保存・活用及び地域活性化推進事業」という部分を加えて拡充してまいります。

拡充事業の内容につきましては、「歴史文化資源の調査・研究に関する事業」、「歴史文化資源の教育、観光、市民の文化振興等への活用及び広報に関する事業」、「歴史文化資源の保存・活用に関わる地域活動団体等への支援及び担い手の育成に関する事」ということで定款に定めて実施するということとなっております。以上でございます。

(議長)

こちらについては何かご意見ありますでしょうか。

(委員)

すみません、ちょっと国語がよくわかんなかったんですけど、三番目の事業内容の拡充事業の内容の二つ目、「歴史文化資源の教育、観光、市民の文化振興等」これは三つ別々に考えられている、いわゆる「歴史文化資源の教育」ということと、「観光」ということと、「市民の文化振興等」と三つある程度ポイントがある。これは、大元は歴史文化財団というような括りの中で、こういったことを考えていく。その中で歴史文化資源のための観光なのか、歴史文化資源のための市民文化振興なのか。その辺ちょっと私は分からないので、お聞かせいただけますか。どういうことを考えていらっしゃるのか。

(説明員 (文化観光部))

こちらにつきましては、歴史文化資源の教育への活用とさせていただければと思います。それぞれ教育への活用、観光への活用、市民の文化振興等への活用と読み替えていただけたらと思います。

(委員)

「歴史文化資源の観光」ではない。

(説明員 (文化観光部))

ただの「観光」ですね。「観光への活用」ですね。

(委員)

ですから、その前に係るものが「歴史文化資源」とは関係なく、「観光への」ということですね。あるいは「市民の文化振興等への」ということですね。

(説明員 (文化観光部))

ちょっと補足をさせていただきますと、歴史文化資源のための観光ではなくて、歴史文化資源を観光に活用しようとそういう目的でございます。

(議長)

中黒のほうが良かったんでは。

(説明員 (文化観光部))

中黒のほうが良かったですね。書き方がちょっと分かりにくくて申し訳ございません。

内容といたしましては、それぞれに「歴史文化資源を教育に活用していこう」ということと、同じように「歴史文化資源を観光に活用していこう」、あるいは「市民の文化振興へ活用していこう」、そういう内容でございます。

(委員)

じゃあみんな係るわけですね。

(議長)

中黒と点が混在しているからどう使い分けているのかなあというのが分からなかった。

(説明員 (文化観光部))

ちょっと分かりにくかったですね。申し訳ない。

(議長)

他にはいかがでしょうか。

(委員)

1の背景というのがありますよね。その中に括弧で「歴史・文化・芸術を大切にすまち」ということがあるんですけども、「芸術」という言葉はこれ以降は使われていない。そこら辺は最初の背景として「芸術を大切にすまち」というものを掲げているのに対して、その拡充した事業の内容がないというのはどういうことなんですか。

(説明員 (文化観光部))

ありがとうございます。こちらのほうにつきましては、総合計画の中に掲げてあるタイトルですので、そのままを書かせていただいております。その中で、文化財保護法に関する部分ですね。ですから、文化財を、その中だと歴史・文化という部分になるかと思えます。そこの中のピックアップした計画というものが「文化財保存・活用地域計画」になりまして、それに沿ってこの文化財団というものがあるという位置づけになるかと思えます。ですから、

芸術についてはまた別の事業の中で進めていく形にはなるかと思っております。

(委員)

芸術については、別の事業の中で進めていくとおっしゃっていましたが、それはこの歴史文化財団の中の事業には含まれない。

(説明員 (文化観光部))

はい。ここの歴史文化財団につきましては、拡充した事業の中に書いてありますとおり、「歴史文化資源」というものが基本的にはあります。これは文化財保護法で定められたものを中心とするという形にはなりますので、芸術分野につきましては地域の中で別の財団等、別の組織とかありますので、そちらのほうが主語になるようになるのかなと考えております。

(議長)

今の財団が寒風から始まっていますので、寒風のところに芸術を持たせる、というのは力量的にまだそこまで正直いっていないのが現状です。したがってまずは寒風を中心とした文化財とかそういったところから広げて行って、芸術についてはこちらの美術館とか博物館とか、厳密に言うと寒風陶芸会館の中にも陶芸という芸術はあるんですけども、そこをどのようにしっかりと捉えていくかというのが今後の課題になってくるんじゃないかなというように思いますので、まずは文化財のところをですね中心に立ち上げていながら、立ち上がったのちにどのように発展していくかというのが今後の課題ですよね。それ以外にはどうでしょうか。

寒風陶芸会館ですが、なんとか館長不在が解消できました。これから財団

を立ち上げて、いろんな地域の歴史とか文化財をピックアップしながら、その中で市民の皆さまと共同でいろんな事業を行うことで、市民の皆さまがふるさとを愛する気持ちとかに是非つながっていただくようにやっていきたいと思っておりますので、そういう意味では教育委員会との連携というのも必ず必要になってくることがあるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、公民館もそういう部分ではご協力をお願いしなければならないところがあるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では以上で。ありがとうございました。

(議長)

それでは、議題で予定しているものは以上となりますが、その他ということで何か議題として挙げておきたいこととかありましたらお願いしたいと思っております。

(委員)

議題ではないんですけども、やはりその本物を子どもたちに見せていくという、あるいは実際にそういった経験者、その分野の専門の人との繋がり方、関わり方という部分が、子どもたちがそういった現場に行くというのがなかなか難しいことだとしたら、やはりそういう人たちが積極的に小学校に出向いてお話していく、本物を見せてみるという機会を、これはどの時間帯になるかちょっと分かりませんが、なるべくそういうことを積極的にやっていただいたらなと個人的には思いました。以上です。

(議長)

その辺は美術館・博物館でどう展開していくかとか何か考えておりますか。

(説明員 (文化観光部))

貴重なご意見ありがとうございます。美術館・博物館につきましては、今のところ例えば学校の授業の中でそれぞれ輸送をして、というところまでの予定はしておりませんが、例えば美術館で申し上げますと、なるべく子どもたちに親しみのあるようなものを特別展として開催をして、その中で興味付けをしていただく、その後にもたたび訪れていただく、といった循環を作っていくのかなという取り組みを進めているところです。また、その他につきましても、直接その特別展とか展示が子どもたちの興味があるものになかなかなりにくいですが、コラボでありますとか、二次元あるいはゲーム、そういったものとのコラボを進めていく中で、少しでも子どもたちに興味付けができるようなそういった施策を進めていくところでございます。併せまして、先ほどから財団の中でも、これは先ほどから申し上げていることですが、学校に出前授業ですとか、あるいは先生の中での研修といったものも財団の中でも進めていこうというふうにしておりますので、なるべく子どもたちに敷居の高くない状態で、歴史文化、例えば芸術とかそういったものに親しみを持っていただくような形も考えております。

(議長)

まあ一つの考え方として、今のスタッフで学校にずっと出張で、出前講義とか、授業をやっていくのはちょっとしんどいかなと思いますので、例えば地域おこし協力隊とかそういう制度を使うなりして、学芸員の資格を持っていたり、あるいは実際に芸術活動されてる方とか、そういった方が子どもたちへの授業やったりとか、体験やったりとか、まあそんな形で関わって、問題は3年後の出口をどうしていくかということなんですけども。3年間の間に

どこかの美術館の学芸員の正職とか、そういうポストが決まっていけばそういう子どもたちへの学習とかの指導のキャリアを、ちゃんと活かしながらステップアップしていく、そんな段階の人がいてもいいかもしれないですね。その辺は博物館も同じだと思うんですけども。どういう形でできるかというのは。学校の先生方にも美術の先生はおられるけども、そういう先生方にじゃあ特別展の解説をお願いするというのもなかなか難しいところがありますから。人がどうやって手配できるかが課題かもしれませんね。

(委員)

どのくらい実際今あがってるのか分からないんですが、例えば刀剣博物館だと、刀鍛冶の様子とかを動画かなんかでアップしているのかなと思うんです。指導者が直接学校へ行って指導するのがいいとは思いますが、積極的にSNSを活用するとか、動画をホームページに上げるとか、インスタで本蓮寺の素晴らしいものをアップしていくとか、そんなことは考えられませんか。

(説明員 (文化観光部))

ありがとうございます。刀剣博物館の職方の作業につきましては、動画、瀬戸内市の公式YouTubeとかにもありますので、発表はできるかと思えます。実際に刀職の方がですね、学校の学習の中でですね、講師として行くということも実際にはございますし、当館の博物館の学芸員が学校のところに行って講義をする、地域を一緒に回るということもしております。美術館のところではまだまだなかなか計画にはなっておりませんが、牛窓中学校と連携しながら、徒歩で来れるところですので、美術部なんかと連携しながら何かできないかなと校長先生とお話している段階ではございます。その他、

博物館・美術館につきましては、校外学習とかの一環で来られる学校というのも全校ではございませんけども、年間にいくつかはあるという状況でございますというところが現状かなと思います。今後、WEBを使いながらの学習というところが学校の中でも機器が整備されていくという状況にはなるので、今後はオンラインとかで学芸員と直接連携しながらということも想定しながらいけるのかなとは思っております。

(委員)

宣伝させていただきます。実は10月から私の展覧会が瀬戸内市立美術館であるんですが、毎週いろんな方に来ていただいて、ワークショップをさせていただきます。それは日本画ということに限らず、美術というものが国語算数理科社会そういったものにいかにか広がって子どもたちに学べる機会があるのか。美術を学びながら算数や社会や理科や国語を学べる。ただただ絵を描いて楽しいでoshiまいということではなくて、いろんなものが美術には詰まっているといったものを、毎週末そういう機会を設けていますので、今案内みたいなものをどういうふうに皆さまにお知らせするか考えておりますけども、できるだけそういったものを記録を取りながら、あとでもう一回こう振り返りできるとか、こんなことできるんだとかいろんなことを話して、興味深いとか、それを子どもたちだけでなく親御さんにも、あるいは一般市民の方にも垣間見えるような体制を取れたらいいなというふうに思っておりますので、ぜひご活用いただけたらと思っております。

(議長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

それじゃあちょっと私から一点だけ。今日マスコミ懇談会にも少し情報提

供させていただいたんですけども、これまで瀬戸内市は議会の皆さまのご協力、ご理解もありまして、ウクライナの難民支援をということで一千万円の寄付をさせていただいたり、いろんな形でですね、そうした国際問題に目を向けていこうという活動をやっております。その流れの中で今年の年末にですねUNHCRが開催を予定している「Y o u t h UNHCR」という事業があります。これは若者たちに難民問題を含めた国際問題に大してどのように貢献できるのか、そんなアイデアを募集するようなプロジェクトなんですけども、これを最終の表彰式を全国からの提案が挙がっているものを優秀なものの表彰式を瀬戸内市でやってもらったらどうかというような提案をいただいております。教育委員会のほうにもぜひ情報提供を、具体になりましたらさせていただいて、せっかくの機会なんで瀬戸内市の子どもたちにもそういう事業とかに触れていただくような機会ができると、非常に視野が広がり、いろんな世界の問題に対して目を向けていただくそんな機会になるんじゃないかなと思っておりますので、また秘書広報課が窓口で調整をしておりますので、もう少し具体になりましたらお声がけがあると思います。

(委員)

募集のほうはもう間に合わない。

(議長)

募集はまだ間に合うかちょっと確認してみます。

(委員)

提案の表彰だけで発表はなかったですかね。

(議長)

発表は多分あります。ですので、校長会のほうでもし説明させていただく機会があれば。

(委員)

中学生の論文を自分で作って発表するというのを、そういうのを今取り組みを進めておりますので、そういう方々の発表みたいなのがあれば子どもたちの参考にもなっていくだろうし、向かってるところのですね、みたいなものの夢とか希望とか先のことを考えていくことのきっかけにもなるんじゃないかなというふうに思います。

(議長)

皆さまにご理解をいただいて進めてきた御縁がだんだんと市民の皆さま方に広がっていくような事業に育てていきたいなと思いますので。教育的な側面というのをしっかりと意識をしてやっていくのが重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

では、だいたいそんなところでよろしいでしょうか。

全体を通じて事務局のほうから、総務課、何かありますか。

(委員)

議題ではないですが、その他のことで。

(事務局 (総務課))

では、次第4のその他のほうへ入らせていただいて、そこでご意見をいただくということよろしいでしょうか。

(委員)

少しだけ。全国学力状況調査のことで一言お話させてください。

ここにおられる方は市の職員の中でも責任の重い立場の皆さまだと思えますし、今日は様子を聞きに来てくださってる市民の方もいらっしゃるのですが、このテストのことについては校長だとか教育長の立場から言いにくい、瀬戸内市の学力が高いということを言うと自慢げに聞こえる、それから成績ばかり気にしているのかというようにもとられるかもしれない。でも私の立場から言ってもいいかなと思うので。8月になって結果が新聞で報道されました。テストの内容もその時に出ています。で、ご承知でない方もいらっしゃるかもしれませんが、今回は理科が入って小学校の6年、それから中学校の3年、国語算数あるいは国語数学でやる年と、それから何年かに一回は理科が入るということで、今年は理科が入って小学校で3教科、中学校で3教科。新聞に表が出ていました。6教科。それで瀬戸内市の様子はどうかというと、県とはもう比較しません。全国と比べてみて、6つの教科が並んでいるうちで瀬戸内市は5勝1敗。5勝1敗という言い方はおかしいかもしれませんが、瀬戸内市の正解率というのは全国と比べてみても高いです。6つの教科の中の5つは全国を超えています。このことは私が思うに学級経営だとか、あるいは生徒指導だとか、学校の土台がそれなりにしっかりしているということなんですね。瀬戸内市の方が話をしている、瀬戸内市の子どもたちはよく頑張っているぞと言ってもそのことを知りません。農業的な資源も素晴らしいし、それからさっきの文化財もそうですけども、それから井出先生の文化的な、私なんか無芸の端くれなんですけども、そういう人的なリソースも素晴らしいんですけども、全国学力学習状況調査のことなんですけども、そういう実態があります。それで、私が思うには学校の子どもたち、子どもたちが頑

張らなければこの成果はないので、子どもたちがよく頑張っている。それから先生方も頑張っている。昔と比べたらテストの内容が違います。このことに対応ができています。つまり授業の展開の仕方についても、この新しい学力観に基づいた指導ができています。そういうようにうかがうことができるんです。このことをぜひ市の職員の皆さまもしっかり理解して下さって、応援していただけたらなと。瀬戸内市の子どもと教育委員会を、学校を、と思って余計なことを言わせていただきました。よろしくお願いします。

(事務局 (総務課))

ありがとうございました。

その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上を持ちまして令和4年度第1回となります瀬戸内市総合教育会議を閉会といたします。皆さまありがとうございました。